

官衙の機能

腰帯飾りの生産体制

先の展示コーナーにおいて、官人の服装が法によって定められていたと解説しました。それでは、腰帯飾りなどの金属製装身具はどのようにして産出されていたのでしょうか。

腰帯飾りについては、官人の位階を示すものなので、古くは「国家が官人に支給し、死亡もしくは退職した後は返納される」と考えられてきました。しかし、全国に広くかつ多数存在した官人全てに、このシステムで本当に対応できたのでしょうか。

文献を紐解くと、奈良時代に金属加工を行っていた公の部署は、金・銀・銅・鉄の鑄造を担当した大蔵省の典鑄司(いものつかさ)と、銅・鉄の雑器をつくっていた宮内省の鍛冶司(たんやのつかさ)、兵器をつくっていた兵部省の造兵司(つわものつくりのつかさ)などがあるに過ぎません。都で一括生産し、一括配布していたとは考えづらい状況です。

吉田官衙の機能

この謎の一端を解き明かす資料が、吉田遺跡から出土しています。キャンパス南東部に位置する農学部解剖実習棟新営に伴う発掘調査において、奈良時代から平安時代にかけての多量の土器とともに、金属の鑄造に用いられた鞴(ふいご：送風機)の羽口(はぐち：送風管と炉の接続部分)が出土したのです。同時に、銅製品の原料となる銅鉱石も出土しています。さらにこの吉田の地で官人の装身具をつくっていたという決定的な証拠も発見されました。銅製帯金具『鉈尾(だび)』の存在です。鉈尾とは、ベルトのお尻に装着する飾りのことですが、ここで重要なのはこの鉈尾が「未成品(完成前のもの)」であるという事実です。完成品の出土は、単にこの地に位階に配せられた人物が存在したという事実を示すに過ぎませんが、未成品の存在は、この地で帯金具をつくっていたという証拠になるのです。

吉田遺跡が所在する山口市は、周防国西端部(吉敷郡)に当たります。周防国は、古くより銅を産出していたようで、文献にも以下のように記載されています。

- ・周芳國が銅を献上する 『日本書紀』文武天皇2年(698年)
- ・吉敷郡達理山から出た銅を長門の鑄銭に当てた
『続日本紀』天平2年(730年)
- ・長門鑄銭司を廃止し、周防国吉敷郡に鑄銭司を置く
『類聚三代格』天長2年(825年)

吉田の地に官衙が存在したという文献的証拠はありませんが、遺跡情報により、この地には銅製品の生産を担っていた官衙が存在したと考えられます。古代に存在した官衙と官人たち。キャンパスを散策しながら、その姿を思い浮かべてください。



浮かび上がる吉田官衙と官人の姿